

【ポスター発表】

高校でソーシャルワークをしやすくする一考察 ー特別支援教育コーディネーターの先生へのアンケート調査からー

○ 中部学院大学大学院人間福祉学研究科修士課程2年 氏名 若山徳明 (9292)
キーワード3つ：高校、スクールソーシャルワーク、アンケート調査

1. 研究目的

2017年4月1日に学校教育法施行規則の一部が「第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。同104条 この規定は、高等学校に準用する。」のように改正された。不登校状態が継続しても進級・卒業ができる義務教育とは違って、そうでない高校において、欠席日数過多による原級留置を契機に、進路変更せざるを得ない生徒の支援（ソーシャルワーク）が急務であると筆者は考える。

高校の先生方は、担当教科指導以外に、分掌と言う係の仕事を受け持っている。多くの高校では、生徒指導部の管轄内に教育相談係が設けられている。教育相談係になられた先生は、特別支援教育コーディネーターとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと密に接する立場で活躍を期待されている。特別支援教育コーディネーターの起源は、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた支援をするため、文部科学省が2007年に出した通知で、各学校に配置を求めたのが始まりである。校長が指名し、保護者に対する相談窓口や関係機関との連絡調整、校内での支援態勢作りのまとめ役などを務める仕事である。2016年4月20日の毎日新聞では、2014年度時点で全国の国公私立の小学校の約99%、中学校約95%、高校約84%で配置されているが、学級担任などと兼務しているケースが大半とされている。筆者が所属するA県社会福祉士会子ども家庭福祉委員会では、県下6地域にある各教育事務所のスクールソーシャルワーカーが、2018年度から新しく高校と特別支援学校に行くことになったので、2018年4月14日に学習会を開催した。理由は、教育事務所付きのスクールソーシャルワーカーは今まで高校や特別支援学校に行ったことの無い者が多く、ソーシャルワーカーとして赴くことになった場合の心の事前準備のためである。本研究では、特別支援教育コーディネーターがどのような視点や意図をもっているかを明らかにし、スクールソーシャルワーカーがスムーズに学校に入っていけるための示唆が得られることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

筆者は2018年1月から2018年3月にかけて、A県の高校の教育相談担当者（特別支援教育コーディネーター）を対象にアンケート調査を郵送回収方式で行った。

3. 倫理的配慮

本研究のアンケート調査は中部学院大学の倫理委員会による承認を得た後に実施した。（2017年12月19日承認通知番号E17-0021）調査にあたっては、倫理的配慮として以下の5点を実施した。（1）趣意書並びに調査用紙を用いて調査依頼を行い、調査への協力は自

由意思に基づくものとし、質問紙の返送をもって、研究に同意したこととする。(2)属性を記入する質問紙は無記名として秘密を守る。(3)得られたデータの保管は、使用時以外は研究室の鍵のかかる場所に保管し、個人情報が出漏らないように努める。(4)得られたデータは匿名とし、研究目的のみに使用し、個人情報の保護に努める。(5)研究成果は個人を特定できない状態にした上で発表を行う。

4. 研究結果

調査対象者 100 人に対して 38 人の回収結果（回収率 38%）男性 21%、女性 76%、不明 3% [年齢]：無回答 7.9%、20 歳代 7.9%、30 歳代 2.6%、40 歳代 31.6%、50 歳代 47.4%、60 歳代 2.6% [教員経験歴]：無回答 7.9%、1 年～5 年 5.2%、6 年～10 年 10.5%、11 年～15 年 5.3%、16 年～20 年 13.2%、21 年～25 年 10.5%、26 年～30 年 34.2%、31 年～35 年 10.5%、36 年～40 年 2.6% [教育相談分掌経験歴]：無回答 10.5%、1～3 年 23.7%、4～6 年 34.2%、7～10 年 28.9%、11～15 年 2.6%、16 年～0.0% [スクールソーシャルワークの認知率] 92.1% [学校教育法施行規則改正の認知率] 47.4%、これらの他にも、文部科学省の 2016 年データ「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」の中の 12 項目(①職員会議等を通じていじめの問題について教職員間で共通理解を図った②いじめの問題に関する校内研修会を実施した③道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ指導を行った④生徒会活動を通じていじめの問題を考えさせたり生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした⑤スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った⑥教育相談の実施について学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った⑦学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど保護者や地域住民に周知し理解を得るよう努めた⑧PTA など地域の関係団体等とともにいじめの問題について協議する機会を設けた⑨いじめの問題に対し警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った⑩インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した⑪学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し必要に応じて見直しを行った⑫学校いじめ防止基本方針に定めているとおりのいじめ防止等の対策のための組織を招集した)の調査結果と比較したところ、A 県では、関係機関と連携協力等、校外との連携する仕事は全国データよりも割合が高く、教職員間の共通理解や点検や見直し等、校内で行われる仕事は全国データよりも割合が低いことが明らかになった。

5. 考察

今後、A 県の高校にソーシャルワーカーが入っていく際の一考察として、学校アセスメントに重点を置き、校内の組織を見直していくコンサルタントが有効であると期待できる。本報告の限界は、全国 47 都道府県全ての高校に調査をした訳では無いこと、調査回答者を教育相談担当者に限定したことであり、量的研究だけでなく、質的研究とのコラボレーションが今後の課題である。 参考 URL 文部科学省報道発表ホームページ